

特定非営利活動促進法(NPO法)改正のお知らせ

(平成24年4月1日施行)



平成23年6月、NPO法人の社会的存在の高まりを背景として、法人の財政基盤強化につながる措置等を中心に大幅な法改正が行われました。

1 新認定制度の導入

① 認定要件の緩和

認定要件の一つであるPST要件(広く市民から支援されているか判断するための基準)について、新たに絶対値基準(年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上)が設けられました。

② 仮認定制度の導入

設立後5年以内の法人を対象に、3年間PST要件を免除し、NPO法人の立ち上げを支援する仮認定制度が設けられました。

しかも、法施行後3年間は、経過措置として全ての法人が対象となります。

NPO法改正にあわせて、平成23年度税制改正により、認定NPO法人等に係る税制優遇措置が拡充されました。

○ 税額控除方式の導入(所得控除方式との選択制に)

【税額控除】(寄附金額-2千円)×40%を所得税額から控除

※控除限度額:所得税額の25%

【所得控除】(寄附金額-2千円)を所得金額から控除

※控除限度額:所得金額の40%

○ 個人住民税の寄附金控除適用下限額引き下げ(5千円→2千円)

2 認証制度の改善

① NPO法人の信頼性を高める措置

会計の明確化(NPO法人会計基準の導入)や閲覧書類の追加等

② 手続きの簡素化・柔軟化

定款変更に係る届出事項の拡大や社員総会の決議の省略(みなし総会)等

3 所轄庁の変更~NPO法人に関連する事務を地方自治体が一元的に実施

【認証事務】 内閣府→都道府県／都道府県→政令指定都市

【認定事務】 国税庁→都道府県及び政令指定都市

※詳しくは、兵庫県NPO法人情報サイト
「県民ボランティア活動の広場」をご覧ください
<http://www.hyogo-intercampus.ne.jp/v-hyogo/>



お問い合わせ先:兵庫県企画県民部県民文化局協働推進室 NPO法人係
電話 078-341-7711 内線2845



「ひょうご」の「ひ」で米粒を模った愛くるしいキャラクターは「J」で口を、「A」で目をあらわすことで、JAグループ兵庫のお米であることをアピールしています。

JA・MYひょうご

検索

<http://ja-myhyogo.com/index.html>

